

東京 e スポーツフェスタ 2027 出展規定

東京 e スポーツフェスタ実行委員会

1 事務局

本規定における「事務局」とは、「東京 e スポーツフェスタ 2027」（以下、「本フェスタ」という。）における東京 e スポーツフェスタ実行委員会（以下、「主催者」という。）及び本フェスタ運営業務委託先である TOPPAN 株式会社（以下、「受託者」という。）が組織する本フェスタの事務局を指します。

2 契約の成立

(1) 申込書を受領後、主催者が承認し、事務局が出展承諾通知を送付した時点で、契約が成立するものとします。契約成立後、請求書を発行・送付します。

なお、出展が適当でないと主催者が判断した場合、申し込みをお断りする場合があります。

(2) 1 小間あたりの出展料は、以下のとおりです。

◆ビジネスブース

出展対象区分	都内企業	都外企業
① 中小企業者・中小企業団体等	75,000円	150,000円
② 大企業	150,000円	150,000円

◆クリエイターブース

出展対象区分	都内	都外
③ 個人事業主（クリエイター等）	16,500円	33,000円

※1：金額は税込です。

※2：都内企業とは都内に本店又は支店等があることを指し、個人事業主の場合は都内で実質的に営業していることを指します。

※3：大企業が実質的に経営に参画している中小企業者の場合、審査において、「②大企業」区分の出展として判断する場合があります。

(3)対象区分の定義は、以下のとおりです。

※1：中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定されているものをいう。

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※2：中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるものをいう。

※３：大企業（協同組合組織その他の事業者を含む）とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は除く。

※４：大企業が実質的に経営に参画しているとは、次のいずれかの場合です。

- ・大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している
- ・大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

例） 役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合。但し、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く。

※５：個人事業主とは、個人が事業所得を得るための事業を行い、開業届出書を提出しているものをいう。

(4)出展については、申込事業者が次の除外事由に該当しないことを条件とします。

- a. 過去５年の間に法令等に違反した事実のある者、また法令等に違反するおそれがある者。
- b. 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下、「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当する者。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者。
- c. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、出展対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営む者。
- d. 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など本フェスタの出展対象として適切でない業態を営む者。
- e. 事業税等を滞納（分納）している者。
- f. 申請日までの過去５年間に、国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こした者。
- g. その他、主催者が本フェスタの出展対象として適切でないと判断する者。

(5) 基本出展にて事務局が提供するものは、以下のとおりです。

- a. 出展募集要項に提示している基本ブース、及び標準設備として明示している什器・社名版等
- b. 会場使用費用（照明・空調費含む）、及び出展者証
- c. 共用部分使用料
- d. 広報宣伝費（来場案内チラシ・公式ウェブサイト等）
- e. 来場者サービスに係わる費用（会場案内看板等）
- f. 事務局企画運営・安全管理・会場警備費用

その他、通常出展料に含まれない設備・装飾などは別途ご負担いただきます。

3 出展料の請求及び支払い

- (1) 出展者は、出展料の請求額を令和８年１１月１３日（金曜日）までに指定の口座にお振込みください。
- (2) 支払期限までに出展料のお支払いが確認できない場合、出展のお申し込みを取り消させていただきます。
- (3) 振込に係る手数料は出展者負担とさせていただきます。

- (4) 海外からの送金によるお支払いはお断りさせていただいております。
- (5) 各プランで提供するメニューを利用しない場合も、出展料金は減額しません。

4 出展のキャンセル

(1) 出展申込を取り消す、もしくは出展申込面積を削減する場合は、事務局に事前連絡の上、「出展申込取消・削減書（書式任意、理由を明記のこと）」を提出してください。

(2)事務局は次に該当する出展者に対し、出展申込の受領又は小間決定の前後に関わらず、出展を取消し、又は出展面積を削減する場合があります。この場合、事務局は当該出展者に対し、「出展取消・削減通知書」の発送を以て通知します。

- ① 請求書に記載された支払期日までに、出展料を精算しない場合。
- ② 事務局へ連絡なく、設営日（令和9年1月21日・木）に小間の使用を開始しない場合。
- ③ 出展者が本規定に違反した場合
- ④ 来場者や他の出展者等へ悪影響を及ぼすと事務局が判断した場合
- ⑤ その他、事務局が不適当と判断した場合

(3)出展の取り消し又は削減を行い、もしくは行われた出展者に対する出展取消料等の扱いは以下のとおりとします。

- ①出展の取り消し等を行った、もしくは取り消された出展者は、下記に定める出展取消料を主催者に直ちに支払うものとします。なお、既納の出展料は、出展取消料の一部として算入後、過払いが生じた際は差額を精算するものとし、出展者はあらかじめこれに同意するものとします。（但し、利息はつけません）

「出展申込取消・削減書」を受領した時期 又は 「出展取消・削減通知書」を発送した時期	出展取消料	
出展申込締切後から 出展承諾通知発信前日まで	取消	出展料の 1/2
	削減	削減面積に相当する出展料の 1/2
出展承諾通知発信日以降	取消	出展料（決定面積の 100%）
	削減	削減面積に相当する出展料

- ②主催者及び事務局は、出展の取消し等によって当該出展者に損害が生じても一切の責任を負いません。出展の取り消し又は変更がある場合、出展者はその旨を事務局に書面で通知してください。ただし、契約成立後、次項の小間位置等の理由からキャンセルされる場合においても、出展料金の返金は致しませんのでご注意ください。

5 小間位置の決定

(1) 展示ブースの出展小間位置は、事務局にて業種及びブース形態等を鑑み、割り振りをさせていただきます。申込み時の希望並びに変更の申し出は認められないものとします。

- (2) 展示効果の向上のため、事務局にて会場レイアウトの変更、再配置を行うことがあります。
- (3) (2) によりブース位置を変更した場合においても、出展者はブース位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

6 利用環境

出展の模様を SNS など使って独自で配信いただくにあたっての通信環境や機材（コンピュータ、通信機器、ウェブカメラやマイク等）等はすべて出展者自身でご用意ください。

なお、ご用意いただいた機材によるトラブルや機会損失に関して、主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。

7 転貸の禁止

出展プラン及び、配置決定小間の全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

8 共同出展

- (1) 共同で出展を申し込む場合は、1社が代表して申込み、出展料金を支払ってください。また、申し込みの際に必ず事務局へご相談ください。
- (2) 事務局に申請なく、又は、事務局に通知した共同出展者と異なる企業が共同出展していることが認められた場合は、出展を中止し撤去を求めることがあります。

9 販売行為及びサンプル等の配布について

- (1) 出展物及びその他の物品の即売並びにサンプル等の配布については、事務局に申請のうえ、承認を受ける必要があります。品名及び販売価格（無償配布の場合も含む）を事務局に申請してください。決済手段については、出展者が用意するものとします。
- (2) 飲食の販売等を行う場合、事務局に申請のうえ、承認を受ける必要があります。その上で、所轄保健所へ申請を行い、許可された出展者は販売を可能とします。また、許可証（複写）は事務局にご提出いただきます。
- (3) 有償・無償により提供・配布された製品等に関して損害等が発生した場合、主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。
- (4) ゲームソフト及び関連する製品・サービス・物品の出展・販売については、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会の倫理規程及び特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構の倫理規程（以下、「CERO 規程」という。）に準じたもの、かつ以下のいずれにも相当しないものに限りします。
- ・ CERO 倫理規程「別表 3」にある「禁止表現」に抵触、又は抵触する恐れのある表現が含まれている
 - ・ CERO の審査で「Z」区分レーティングを受けた作品、もしくは「Z」区分に相当する表現が含まれている可能性がある
 - ・ 海外で既に発表されており、海外審査機関（ESRB など）で「17+」（MATURE）区分の指定を受けている
 - ・ 海外で発表予定で、海外審査機関（ESRB など）で「17+」（MATURE）区分の指定を受ける可能性がある、「13+」（TEEN）区分に相当するとは言えない作品

10 出展物の設置及び撤去

- (1) 出展者は、事務局より通知された時間内に出展物等の会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は、小間内の出展物の設置を、会期初日（令和9年1月22日（金曜日））の午前9時50分までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が(2)の時刻までに自社の小間を占有しなければ、契約が解除されたものとみなし、事務局が当該場所を使用できる権利を有するものとします。
- (4) (3)により契約を解除した出展者は、同日に解約した場合のキャンセル料として、出展料全額に相当する金額を支払うものとします。
- (5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際は、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者は、小間内の出展物、装飾品等を、事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。

11 展示場の使用

- (1) 会場内での裸火の使用や消防法における危険物の持込、リチウムイオン電池を用いた機器の実演（ドローン等）は禁止です。ただし、事務局が出展内容を許可し、所轄消防署が出展物の実演のためにやむを得ないと判断したものについては、禁止行為の解除を行うことができますので、事前に事務局にご相談ください。
- (2) 実演又は他の宣伝営業活動は、すべて指定された展示小間内において行うものとします。
- (3) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。
- (4) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような設営を行うことはできません。
- (5) 近隣の小間の出展者から苦情があった場合その他事務局が展示会の運営上必要があると判断したときは、当該苦情等の対象となった出展者は、事務局が求める小間位置又は展示方法の変更に応じるものとします。
- (6) 事務局は、出展に係わる音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (7) 事務局は、展示会運営上の立場から問題がある場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
- (8) ブース内の演出において、性的表現や差別的表現など公序良俗に反する過剰な演出を行うことはできません。これに違反していると事務局が判断した場合は、演出中止を勧告し、出展者はこれに従うものとします。
- (9) 主催者及び事務局は、(6)、(7)及び(8)による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

12 主催者及び事務局の管理と免責

- (1) 主催者及び事務局は、会場の安全管理について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものですが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行ってください。

- (2) 主催者及び事務局は、天災その他やむを得ない事情及び主催者及び事務局に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、警備会社と契約して会場の整理を行います。各社ブース内の警備までは行いません。展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

13 出展に関する基本情報

- (1) 出展者は、出展申込書の入力内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容等について主催者がホームページ・公式 SNS 等へ転載する事に同意するものとします。
- (2) 出展者は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規定を遵守することに同意するものとします。
- (3) 出展者は、事務局が実施するアンケートに必ず回答するものとします。
- (4) 出展者は、主として企画・制作を行っており、知的財産権等の全て又は一部を有し、ビジネス展開に必要な決定権を有している製品、技術・サービス等のみを展示するものとします。
- (5) 出展者は主催者に対し、自己の展示会出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権、その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、速やかにその責において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げないことに同意するものとします。
- (6) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様に同意するものとします。

14 禁止事項

円滑な運営を行うため、出展者は、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 本フェスタに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- (4) 主催者及び事務局の運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 他の出展者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (6) 不正な目的を持って本フェスタに参加し、又は出展する行為
- (7) 他の出展者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (8) 他の出展者に成りすます行為
- (9) 主催者が許諾しない本フェスタでの宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
- (10) 反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
- (11) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など本フェスタとして適切でない行為と主催者が判断する行為
- (12) その他、主催者が不適切と判断する行為

15 利用制限および登録抹消

- (1) 主催者は、出展者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、出展者に対して、本フェスタへの出展の全部もしくは一部を制限し、又は出展者としての登録を抹消することができるもの

とします。

- a. 本規定のいずれかの条項に違反した場合
- b. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- c. 料金等の支払債務の不履行があった場合
- d. 主催者及び事務局からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- e. その他、主催者が本フェスタへの出展を適当でないと判断した場合

(2) 主催者および事務局は、本条に基づき主催者が行った行為により出展者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

16 損害賠償

- (1) 出展者（従業者等、委託先等を含む関係者を含む）が、本フェスタにおける出展に関連して起こした障害、損害等について、主催者及び事務局は理由の如何を問わず、一切の責任を負いません。
- (2) 本フェスタで出展するコンテンツ等の権利処理については、出展者各自の費用と責任で行うものとします。また天災その他の不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷等）については、主催者及び事務局は賠償の責を負いません。
- (3) 出展者は主催者及び事務局に対し故意、過失問わず損害を与えた場合、すべての責任を負うこととし、相応の賠償を行うこととします。
- (4) 出展者は、自己の責任において自社情報及び展示物を公開するものとします。主催者及び事務局がこれらを利用して行う広報活動等に関して出展者に損害が生じた場合であっても、主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 主催者はやむを得ない事由がある場合、出展者を募集する際に公開した情報の一部を変更する場合があります、その場合でも主催者及び事務局は一切の責任を負わない事とします。
- (6) 主催者及び事務局は提供する出展環境（ツールや施策含む）に関して、出展者側の都合により一部又は全部を活用できなかった場合でも、一切の責任を負わないものとします。

17 本フェスタの中止・変更

- (1) 以下の各事由により、主催者が本フェスタの開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、本フェスタを中止、延期、会期の短縮および会期日程を変更することがあります。この場合に関連する出展料金の取扱いは、本条第4項に定めるものとします。
 - a. 本フェスタが開催される土地建物が利用できなくなった場合及び開催に不適切と主催者が判断した場合
 - b. 本フェスタの運営に係わるコンピュータ、通信回線等が事故などを理由に停止した場合
 - c. 政府、行政および公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、自粛命令、中止要請、中止検討、中止命令などにより主催者が開催は適切でないと判断した場合
 - d. 不可抗力の事由により開催ができなくなった場合若しくは開催が適切ではないと主催者が判断した場合

なお、出展者が上記の各事由に基づく本展示会の延期、会期変更又は中止によって損害を被った場合でも、主催者及び事務局は出展者に対し何ら責任を負わないものとします。

- (2) 前項の不可抗力の事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などを含む天災地変、感染症の大規模

流行、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキその他、主催者の責めに帰すことができない事由を指します。

- (3) 出展者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者及び事務局に対して請求できません。また主催者及び事務局はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益的な事態については責任を負わないものとします。
- (4) (1)の理由により、本フェスタの開催を会期前に中止した場合、出展者が支払った出展料金のうち、オプション金額を差し引いた残りの金額を返金するものとします。ただし、令和9年1月22日以降に(1)に規定する事由により中止となった場合は返金しないものとします。

18 反社会的勢力の排除

- (1) 出展者は、現に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 2 条に規定する暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・関係者等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、又は過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

なお当該反社会的勢力には『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律』の規制対象となるものを含みます。主催者は、出展者が反社会的勢力と判明した場合、何ら催告を要しないで、出展を取消します。

- (2) 主催者は、前項の規定により出展契約を取消した場合、これによって生じた主催者の損害を当該出展者に請求することができます。
- (3) (1)の規定により出展を取消した場合、これによって当該出展者に損害が生じても、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。

19 その他

- (1) 主催者又は事務局と出展者、来場者（視聴者）、関係者との間で解決できない事項が発生した場合、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。
- (2) その他、展示会の運営詳細は後日送付する出展者マニュアル（詳細スケジュール・事前セミナー等のご案内全般）及び出展者説明会によってお知らせします。

<個人情報の取り扱いについて>

東京 e スポーツフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施します。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京 e スポーツフェスタ 2027（以下、「本フェスタ」という。）の実施にかかる個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守します。

2 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び実行委員会以外の者への提供は、今後のフェスタの開催にかかる案内や、実行委員会構成団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切行いません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示又は利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は遅滞なく対応します。また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

<問合わせ先について>

○出展など運営全般に関することは、下記までお問い合わせください。

東京 e スポーツフェスタ 2027 イベント事務局

お問い合わせ窓口

<https://forms.cloud.microsoft/r/XgWZ4gFeNy>



○個人情報に関する問い合わせについては、下記までお問い合わせください。

東京 e スポーツフェスタ実行委員会事務局（東京都産業労働局商工部経営支援課）

TEL:03-5320-4887

対応時間 10:00-17:00 ※土日祝・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く